

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和8年8月17日
株式会社あそしあ少額短期保険

今回の令和8年8月13日からの大雨に伴う災害により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆様に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」について、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。
担当窓口：0120-953-827
受付時間：月～金午前9時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)

事故受付：0120-936-058 (AI電話事故受付)
受付時間：24時間365日対応
今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
千葉県（21市4町）	8月13日	千葉市（ちばし）、市川市（いちかわし）、船橋市（ふなばしし）、館山市（たてやまし）、松戸市（まつどし）、茂原市（もばらし）、佐倉市（さくらし）、東金市（とうがねし）、習志野市（ならしのし）、柏市（かしわし）、市原市（いちはらし）、八千代市（やちよし）、我孫子市（あびこし）、鎌ケ谷市（かまがやし）、四街道市（よつかいどうし）、八街市（やちまたし）、印西市（いんざいし）、白井市（しろいし）、大網白里市（おおあみしらさとし）、白子町（しらこまち）、長柄町（ながらまち）、富里市（とみさとし）、山武市（さんむし）、印旛郡酒々井町（いんばぐんしすいまち）、山武郡九十九里町（さんぶぐんくじゅうくりまち）

以上